

## (仮称) 水と緑の南摩の里アクティビティゾーンに関する覚書 (案)

(仮称) 水と緑の南摩の里アクティビティゾーン (以下「本施設」という。) の指定管理者の指定に関して、栃木県 (以下「甲」という。) と●●●● (以下「乙」という。) は、以下のとおり覚書 (以下「本覚書」という。) を締結する。

### (趣旨)

第1条 本覚書は、甲が、本施設の指定管理予定者選定手続において乙を指定管理予定者として選定したことを確認のうえ、本施設の指定管理業務の実施に関する基本的な事項について合意し、甲が整備する本施設の管理に関する協定書 (以下「協定書」という。) の締結に向けた双方の協力について定めることを目的とする。

### (乙の業務)

第2条 乙は、甲が本施設に関して別途実施する設計・建設業務に関して次の各号に定める事項について合理的な範囲内で協力を行う。

- (1) 甲と設計・建設事業者が実施する協議への参加
- (2) その他、甲及び乙の協議により定める事項

2 前項に加え、乙は、本施設の管理に関し、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 本施設の運営準備に関する業務
- (2) 広告の準備に関する業務
- (3) 管理運営計画に関する業務

3 甲及び乙は、双方前二項に定める事項について、本施設の指定管理予定者公募要項 (その付随資料及び質問回答書を含め、以下「公募要項等」という。) において甲が提示した条件及び乙が甲に提出した申請書類 (その付属資料を含め、以下「申請書類等」という。) を充足するよう誠実に協議する。但し、かかる協議に基づき甲が定めた事項が公募要項等及び申請書類等の内容と一致しない場合であっても、乙は異議を述べない。

### (協定書の締結)

第3条 甲は、本施設について、乙を指定管理者とする旨の地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定に基づく甲の議会の議決がなされた場合、乙に対して本施設の指定管理者として指定された旨を通知する。

2 前項の議決がなされることを前提として、甲及び乙は、公募要項等において甲が提示した条件及び申請書類等の内容に基づき、甲が指定する様式に従って、令和7年3月を目途として協定書を締結するべく最大限努力する。

- 3 乙は協定書の締結に向けた協議において、本事業の指定管理予定者選定手続きにかかる（仮称）水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者選考委員会及び甲の要望を尊重する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、乙の責に帰すべき事由によるものとして指定管理者として指定しないことができる。この場合、甲は乙に生じた損害を賠償する責任を一切負わない。
- (1) 役員等（役員又はその支店若しくは常時その業務に関して契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき
  - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

（準備行為）

第4条 協定書の締結前であっても、乙は自己の費用と責任において本施設の指定管理者として行う業務に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（必要な各種申請、許認可の取得及びこれらに伴う甲との協議を含む。）を行うものとし、甲は必要かつ合理的に可能な範囲内でかかる準備行為に協力する。

（指定管理者として指定されなかった場合）

第5条 事由の如何を問わず、乙が本施設の指定管理者として指定されなかった場合、それぞれが既に支出した費用は各自の負担とし、相互にかかる費用について損害賠償請求その他一切の請求をしてはならない。

(本覚書上の権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、相手方の承諾なく本覚書上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は本覚書及び申請書類等に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本覚書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、甲又は乙の弁護士その他本事業に関わるアドバイザー（以下「弁護士等」という。）に守秘義務を課して開示する場合並びに甲が栃木県情報公開条例（平成11年条例第32号。その後の改正を含む。）及び法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。なお、相手方の同意を得て第三者（以下、相手方の同意を得た第三者を「開示対象者」という。）に秘密情報を開示する場合にも、開示者は、当該開示対象者に対して、開示者が負うのと同等の守秘義務を課さなければならない。

2 開示対象者又は弁護士等に秘密情報を開示した場合において、当該開示対象者又は弁護士等が守秘義務に違反した場合は、開示者の義務違反とみなす。

(情報公開)

第8条 乙は、本業務の遂行に関して保有する情報の開示及び提供を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(著作権)

第9条 本覚書に基づく業務の実施にあたり甲又は乙が自ら作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについては、その著作権は作成者に帰属する。

2 甲は、本施設の管理運営の目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等（申請書類等を含む。）を無償で使用することができる。なお、甲が第三者に当該書類等を使用させ又は公開する場合は、事前に乙の承諾を得なければならない（但し、乙は、かかる承諾を不合理に拒絶しない。）。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本覚書に基づく業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(本覚書の変更)

第11条 本覚書の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはで

きない。

(本覚書の有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、協定書締結日又は協定書締結に至る可能性がないと甲が判断し乙に通知し、かつ乙がこれを承諾した旨を回答した日までとし、甲及び乙が合意した場合は有効期間を延長することができる。

(管轄裁判所)

第13条 本覚書に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(規定外事項)

第14条 本覚書に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を●通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年●月●日

甲： 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0

栃木県

知 事 福 田 富 一

乙：

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

乙が本覚書に基づく業務（以下「本業務」という。）を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報取扱特記事項によらなければならない。

#### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。本覚書が終了した後においても、同様とする。

#### （従事者の監督等）

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、本業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

#### （収集の制限）

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、本業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、本業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、本覚書が終了したときは、本業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、本覚書が終了したときは、甲の指示に従い、本業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、本業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者(以下「再委託先」という。)に求めるものとする。

- 3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に本業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

- 第 12 乙は、本業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第 13 乙は、本業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

- 第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙が本業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

- 第 15 甲は、乙が本業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

- 第 16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。